インターネット支店用　普通預金規定

第１条（預金契約の成立）

この預金に係る契約（以下「預金契約」といいます。）は、お客様から普通預金に係る当金庫所定の申込書の提出による申込を受け、当金庫がこれを承諾したときに、当該預金に係る契約が成立するものとします。

第２条（取扱店の範囲）

インターネット支店（以下「当支店」といいます。）で開設した普通預金（以下「この預金口座」といいます。）は、当支店を除く当金庫の本支店で当支店のキャッシュカードを提示し、預入れまたは払戻しをすることができます。払戻しについては、当金庫所定の用紙に記名およびお届出印を押印することにより普通預金口座から払戻しすることができます。

また、当金庫本支店の現金自動預金機（現金自動預入払出兼用機を含みます。以下「預金機」といいます。）、現金自動支払機（現金自動預入払出兼用機を含みます。以下「支払機」といいます。）、自動振込機（振込みを行うことができる現金自動預入払出兼用機を含みます。以下「振込機」といいます）および当金庫の口座振替を行うことができる現金自動預金支払機（以下「振替機」といいます。）でキャッシュカードを使用し普通預金口座への入金、普通預金口座からの払戻し、振込みならびに当金庫所定の口座振替取引等をすることができます。

第３条（通帳の発行）

この預金口座の通帳は発行いたしません。

第４条（証券類の受入れ）

この預金口座には、手形、小切手、配当金領収証その他の証券類の受入れはいたしません。

第５条（振込金の受入れ）

１．この預金口座には、為替による振込金を受入れることができます。（給与振込、年金振込入金を除く。）

２．この預金口座への振込みについて、振込通知の発信金融機関から重複発信等の誤発信による取消通知があった場合には、振込金の入金記帳を取消します。

第６条（預金の払戻し）

１．払戻制限について
宝くじ付き定期預金の初回預入れが完了するまで、この預金口座からの払戻しはできません。

２．この預金を払戻すときは、インターネット支店取引規定第４条２項の方法によるものとします。

３．同日に複数の支払いをする場合、支払総額が預金残高を超えるときは、そのいずれを支払うかは当金庫の任意とします。

第７条（利息）

この預金の利息は、毎日の最終残高1,000円以上について付利単位を100円として、店頭表示の普通預金利率によって計算のうえ、毎年２月と８月の当金庫所定の日に、この預金に組入れます。なお、利率は金融情勢に応じて変更します。

第８条（成年後見人等の届出）

１．家庭裁判所の審判により補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によってお届けください。また預金者の補助人、保佐人、後見人について家庭裁判所の審判により、補助、補佐、後見が開始された場合にも、同様に届出てください。

２．家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によってお届けください。

３．すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、前２項と同様にお届けください。

４．前１～３項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様にお届けください。
５．前１～４項の届出の前に当金庫が過失なく預金者の行為能力に制限がないと判断して行った取引については、預金者およびその成年後見人、保佐人、補助人もしくはそれらの承継人が取消しを主張できない有効な取引として扱います。

第９条（届出事項の変更等）

１．キャッシュカードやインターネット支店専用テレホンサービス会員カード（以下「会員カード」といいます。）、お届印を失ったとき、または、お届印、氏名、住所、電話番号、在留資格・在留期間その他の届出事項に変更があったとき、キャッシュカードの暗証番号、会員カードのパスワードを失念したときは、直ちに、電話等により当支店に連絡するとともに、別途書面によって当支店に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当金庫に過失がある場合を除き当金庫は責任を負いません。なお、キャッシュカードの暗証番号変更（暗証番号失念は除く）については、当金庫本支店の預金機、支払機、振込機、振替機を利用して行うことができます。会員カードのパスワード変更はできません。再発行手続きが必要となります。
また、キャッシュカードの再発行にあたっては、当金庫所定の手数料をいただきます。
２．お届印や会員カードを失った場合のこの預金口座の払戻しおよび解約は、お届印変更、会員カード再発行の手続が完了次第行います。この場合、相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。
３．預金口座開設の際には、法令で定める本人確認等の確認を行います。この確認事項に変更があったときは、電話等により当支店に連絡するとともに、別途書面によって当支店に届出てください。

第10条（印鑑照合等）

払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めたほか、払戻請求者が預金払戻しの権限を有しないと判断される特段の事情がないと当金庫が過失なく判断して行った払戻しは有効な払戻しとします。また、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

第11条（譲渡、質入れ等の禁止）

１．この預金、預金契約上の地位その他この取引にかかるいっさいの権利は、譲渡、質入れその他第三者の権利を設定すること、または第三者に利用させることはできません。
２．当金庫がやむを得ないものと認めて質入れを承諾する場合には、当金庫所定の書式により行います。

第12条（反社会的勢力との取引拒絶）

この預金口座は第14条第３項第１号、第２号①から⑤および第３号①から⑤のいずれにも該当しない場合に利用することができ、第14条第３項第１号、第２号①から⑤および第３号①から⑤の一にでも該当する場合には、当金庫はこの預金口座の開設をお断りするものとします。

第13条（取引等の制限）

（１）当金庫は、預金者に関する情報（個人の場合には、氏名、住居、生年月日、取引目的、職業、国籍、在留資格・在留期限満了日、経済制裁対象国等との取引・資産の有無、法人の場合には、名称、本店または主たる事務所の所在地、取引目的、事業の内容、実質的支配者の氏名、住居および生年月日）等、および具体的な取引の内容等（以下、「預金者情報」といいます。）を適切に管理把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。また、預金者情報等に変更があった場合は、速やかに当金庫に届け出てください。
（２）預金者から正当な理由なく届出いただくべき事項の届出がない場合、前項の各種確認や資料提出の求めに対し、何ら回答なく指定された提出期限や在留期限が経過した場合、預金者情報等に変更があったにもかかわらず届出がない場合、その他預金者がこの規定に違反し、または預金者情報と照らし預金者との取引を継続することが不適切である当金庫が判断した場合には、入金、払戻し、振込、外国

送金等の本規定にもとづく取引の全部または一部を制限する場合があります。

（３）３年以上利用のない預金口座は、入金、払戻し、振込、外国送金等の本規定にもとづく取引の全部または一部を制限する場合があります。

（４）日本国籍を保有せず本邦に居住する預金者は、当金庫の求めに応じ、適法な在留資格・在留期間を保持している旨を当金庫所定の方法により届出るものとします。当該預金者が当金庫に届出た在留期限が経過しても新たな在留資格および在留期間等の届出がない場合には、入金、払戻し、振込、外国送金等の本規定にもとづく取引の全部または一部を制限する場合があります。

（５）第１項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当金庫がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し、振込、外国送金等の本規定にもとづく取引の全部または一部を制限する場合があります。

（６）第２項から第５項に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当金庫が認める場合、当金庫は当該取引の制限を解除します。

第14条（解約等）

１．この預金口座の解約は、テレホンサービス所定の方法（インターネット支店専用テレホンサービス取引規定第10条）により取扱います。

２．次の各号の一つにでも該当した場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当金庫が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信したときに解約されたものとします。

（１）この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合、またはこの預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合。

（２）この預金の預金者が第11条第１項に違反した場合。

（３）当金庫が法令で定める本人確認等の確認を行うにあたって預金者について確認した事項、および前条第１項もしくは第３項にもとづく各種確認や提出された資料に関し、偽りがあることが明らかな場合。

（４）この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合。

（５）この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合。

３．前項のほか、次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。

（１）預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合

（２）預金者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から５年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合

① 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること

② 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること

③ 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること

④　暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること

⑤　役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

（３）預金者が、自らまたは第三者を利用して次のいづれか一にでも該当する行為をした場合

①　暴力的な要求行為

②　法的な責任を超えた不当な要求行為

③　取引に関して脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

④　風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行為

⑤　その他本号①から④に準ずる行為

４．この預金が、当金庫の定める一定の期間に預金者による利用がなく、かつ残高が一定の金額を超えることがない場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。また、法令に基づく場合にも同様にできるものとします。

５．前３項により、この預金口座が解約され残高がある場合、またはこの預金取引が停止されその解除を求める場合には、当金庫に申出てください。この場合、当金庫は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。

第15条（通知等）

届出の氏名、住所に当金庫が通知または送付書類を発送した場合には、延着したときまたは到達しなかったときまたは預金者が到着を妨げたときでも通常到達すべきときに到達したものとみなします。

第16条（保険事故発生時における預金者からの相殺）

１．この預金は、当金庫に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、本条各項の定めにより相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当金庫に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当金庫に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。

２．前項により相殺する場合には、次の手続によるものとします。

（１）相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印のうえ直ちに当支店に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当金庫に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。

（２）前号の充当の指定がない場合には、当金庫の指定する順序方法により充当いたします。

（３）第１号による規定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当金庫は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。

３．第１項により相殺する場合の借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当金庫に到達した日までとして、利率、料率は当金庫の定めによるものとします。また、借入金等を期限前返済することにより発生する手数料等の取扱いについては当金庫の定めによるものとします。

４．第１項により相殺する場合の外国為替相場については当金庫の計算実行時の相場を適用するものとします。

５．第１項により相殺する場合において借入金の期限前返済等の手続について別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前返済等について当金庫の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

第17条（未利用口座管理手数料）

１．この預金において２年以上、預入または払戻しのない場合には、未利用口座の対象となります。
ただし、この預入または払戻しには、預金の利息組入れおよび未利用口座管理手数料の引落しは含みません。

２．次のいずれかの場合に該当するときは当該手数料の対象外とします。

（１）この預金残高が１万円以上の口座

（２）当金庫の（本支店を含みます）で、この預金のほかにお預かり金融資産（定期性預金、投資信託、外貨預金等）のお取引がある場合

（３）当金庫でお借入がある場合（カードローン契約があり、ご利用がない場合も含みます。）

（４）個人のお客さまで、年齢が１８歳未満の方の口座

（５）当金庫の出資会員で配当金入金口座に指定されている口座

（６）この預金において、当金庫に対し死亡届の届出がされている口座

３．未利用口座からは、払戻請求書等によらず、当金庫が別途定める未利用口座管理手数料の引落しを開始することができるものとします。

４．この預金口座の残高が未利用口座管理手数料に満たない場合、残高全額を未利用口座管理手数料に充当のうえ、お客さまに通知することなく当金庫所定の方法により、解約することができるものとします。

５．一旦引落しになり、お支払いいただいた未利用口座管理手数料については、ご返却いたしません。

第18条(休眠預金等活用法に関する特約の適用)

当金庫は、この預金について、民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律(休眠預金等活用法)にもとづく特約（当金庫のウェブサイト掲載）を適用します。

第19条（規定の変更）

当金庫は、金融情勢の状況変化その他の事由があると認められる場合には、本規定の各条項その他の条件を店頭表示、当金庫のウェブサイトの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより変更することができるものとします。当該変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

適用開始日以降は変更後の内容により取扱うこととします。なお、当金庫の責めによる場合を除き、当該変更によって損害が生じたとしても、当金庫は責任を負いません。

以上

令和８年９月１５日現在